

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する
法律の施行状況に関する報告

令和六年 一月 一日から

同年十二月三十一日まで

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）第三十一条の規定に基づき、令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況を左記のとおり報告いたします。

記

一 観察処分の決定と観察処分の期間の更新の経緯

公安審査委員会は、平成十二年一月二十八日、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第五条第一項の規定に基づき、「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下「当該団体」という。）について、三年間の観察処分（公安調査庁長官の観察に付する処分をいう。以下同じ。）を行う決定を行った。さらに、同条第四項の規定に基づき、平成十五年一月二十三日、平成十八年一月二十三日、平成二十一年一月二十三日、平成二十四年一月二十三日、平成二十七年一月二十三日、平成三十年一月二十二日及び令和三年一月六日、それぞれ観察処分の

期間を更新する決定を行った。

二 観察処分期間の更新決定（八回目）

公安調査庁長官は、当該団体について、団体規制法第五条第一項第一号等に掲げる事項に該当し、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認め、団体規制法第十二条第二項の規定に基づいてあらかじめ警察庁長官の意見を聴いた上、同条第一項後段の規定に基づき、令和五年十月三十日、公安審査委員会に対し、令和三年一月六日付け同委員会決定によりその期間が更新された観察処分（以下「令和三年に更新された観察処分」という。）について、その期間の更新を請求した。

公安審査委員会は、同請求を受け、団体規制法第二十六条第三項及び第四項の規定に基づき、当該団体に対し、更新が予定される処分内容及び更新の根拠となる法令の条項、更新の理由となる事実並びに陳述書の提出期限等を通知し、意見陳述の機会を付与して、当該団体から陳述書の提出を受けるなどして審査を遂げた結果、同請求に理由があると認め、令和六年一月十二日、団体規制法第五条第四項の規定に基づき、令和三年に更新された観察処分期間を更新する決定を行った。同決定は、令和六年一月二十九日、官報で公示され、同年二月一日、その期間が更新された。

三 再発防止処分の決定

公安調査庁長官は、当該団体のうち、「人格のない社団 Aleph」の名称を用いる団体（令和六年一月十五日、「Aleph」から改称。以下「Aleph」という。）について、令和五年中、再発防止処分に付された後も団体規制法第五条第五項において準用する同条第三項に規定される報告すべき事項（以下「報告すべき事項」という。）の一部が報告されておらず、団体規制法第八条第一項に規定される再発防止処分の要件を充足することから、団体規制法第十二条第二項の規定に基づいてあらかじめ警察庁長官の意見を聴いた上、同条第一項前段の規定に基づき、令和六年二月一日、公安審査委員会に対し、再発防止処分を請求した。同請求においては、処分の内容を「Aleph が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止すること」（団体規制法第八条第二項第二号）及び「Aleph が金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止すること」（同項第五号）とし、処分の期間を六箇月間とした。

公安審査委員会は、同請求を受け、団体規制法第十六条及び第十七条第一項の規定に基づき、Aleph に対し、請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項、請求の原因となる事実並びに意見聴取の期日及

び場所を通知し、意見聴取の機会を付与するなどして審査を遂げた結果、同請求に理由があると認め、令和六年三月十一日、団体規制法第八条第一項の規定に基づき、その処分を行う旨の決定をした。同決定は、同月十九日、官報で公示され、同月二十一日から同年九月二十日までの間を処分の期間として再発防止処分が行われた。

その後、公安調査庁長官は、Aleph について、再発防止処分に付された後も依然として報告すべき事項の一部が報告されておらず、団体規制法第八条第一項に規定される再発防止処分の要件を充足することから、前記同様の手続を経て、令和六年七月二十二日、公安審査委員会に対し、前記同様の処分の内容（ただし、団体規制法第八条第二項第二号の規定に基づく処分については、その対象範囲を拡張）及び処分の期間とする再発防止処分を新たに請求した。

公安審査委員会は、前記同様の手続を経て審査を遂げた結果、同請求に理由があると認め、令和六年九月二日、団体規制法第八条第一項の規定に基づき、その処分を行う旨の決定をした。同決定は、同月十八日、官報で公示され、同月二十一日から令和七年三月二十日までの間を処分の期間として再発防止処分が行われている。

四 附則に基づく見直しの結果

団体規制法については、その附則において、施行の日（平成十一年十二月二十七日）から起算して五年ごとに、その施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとされているところ、政府においては、令和六年十二月までに同附則に基づく見直しを行い、当該団体については、依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認められ、今後も団体規制法に基づく規制を継続して実施する必要性が高いと判断されたことから、団体規制法を廃止せず、現状のまま存続させることとした。

五 観察処分の実施等

1 観察処分にに基づく調査等

公安調査庁長官は、当該団体に対する令和三年に更新された観察処分及び令和六年一月十二日付け公安審査委員会決定によりその期間が更新された観察処分の実施のため、団体規制法第七条第一項の規定に基づき、公安調査官に必要な調査をさせたことに加え、同条第二項の規定に基づき、令和六年中、合計三十七回にわたり、当該団体が所有し又は管理する土地又は建物延べ四十五箇所（実数二十七箇所）

に公安調査官を立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させた（別表の一参照）。

関係都道府県警察は、公安調査官による立入検査に際し、立入先周辺の警戒警備を実施した。

また、令和六年中、団体規制法第五条第五項において準用する同条第三項の規定に基づく公安調査庁長官宛ての報告について、当該団体は、三月ごとに報告書を提出した。

なお、当該団体のうち、Aleph は、再発防止処分に付された後も依然として報告すべき事項の一部について報告を行っておらず、公安調査庁からの度重なる是正指導にも応じていない。

公安調査庁長官は、団体規制法第五条第六項の規定に基づき、当該団体から報告された内容を警察庁長官に通報した。

2 調査結果の提供

公安調査庁長官は、団体規制法第三十二条の規定に基づき、関係地方公共団体の長の請求を受け、令和六年中、合計三十六回にわたり、延べ四十（実数二十）の関係地方公共団体の長に対し、これまでの観察処分に基づく調査の結果を提供した（別表の二参照）。

3 地域住民との意見交換会の実施

公安調査庁は、当該団体の施設が存する地域に居住する住民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資するため、令和六年中、関係都道府県警察及び関係地方公共団体とともに実施したものを含め合計二十八回にわたり、地域住民との意見交換会を実施した。

4 観察処分及び再発防止処分の取消し等を求める行政訴訟

(一) 観察処分に関する行政訴訟

令和三年の観察処分の期間を更新する決定に関し、当該団体のうち、「ひかりの輪」の名称を用いる団体（以下「ひかりの輪」という。）は令和三年三月八日に、Aleph は同年七月二日に、平成二十七年一月にAleph を離れて活動を開始した元Aleph 幹部構成員の山田美砂子（以下「山田」という。）を中心とする団体（以下「山田らの集団」という。）は山田において令和三年七月五日に、それぞれ、同決定の取消し等を求める行政訴訟を提起した。いずれにおいても、第一審の東京地方裁判所は、原告の請求を棄却するなどし、それぞれ、原告が控訴した。これらの訴訟のうち、ひかりの輪を原告とする訴訟は、東京高等裁判所が第一審の東京地方裁判所判決を是認し、ひかりの輪が上告したことで最高裁判所に係属中であり、Aleph を原告とする訴訟は、東京高等裁判所に係属中であるほか、山田

を原告とする訴訟は、東京高等裁判所及び最高裁判所も第一審の東京地方裁判所判決を是認したため、山田の敗訴が確定した。

また、令和六年の観察処分期間を更新する決定に関し、当該団体のうち、ひかりの輪は令和六年一月二十六日に、Aleph 及びその構成員らは同年七月四日に、山田らの集団は山田において同月十日に、それぞれ、同決定の取消し等を求める行政訴訟を提起し、いずれも東京地方裁判所に係属中である。

(二) 再発防止処分に関する行政訴訟

令和五年一月の再発防止処分請求に基づく同年三月の再発防止処分の決定に関し、Aleph は、同年五月二十二日、東京地方裁判所に、同決定の取消し等を求める行政訴訟を提起し、同決定の取消しの訴えは、同年十一月十五日、同決定による損害賠償の請求に変更され、令和六年十二月十七日、東京地方裁判所は原告の請求を棄却し、原告の敗訴が確定した。

さらに、令和五年七月の再発防止処分請求に基づく同年九月の再発防止処分の決定に関し、Aleph の構成員らは、同年中、複数の地方裁判所に、同決定の一部取消し等を求める行政訴訟を提起したが、

原告らが訴えを取り下げた訴訟及び横浜地方裁判所に係属中の訴訟を除き、いずれも第一審の地方裁判所が原告らの請求を棄却するなどして、原告らの敗訴が確定した。

六 当該団体の現状

1 組織の概況

当該団体は、令和六年十二月三十一日現在、国内に構成員約千六百五十人（出家した構成員約二百五十人、在家の構成員約千四百人）を擁し、ロシア連邦内にも構成員を擁している。また、十五都道府県下に三十箇所の拠点施設及び約五箇所の出家した構成員居住用施設等を確保している。

なお、当該団体は、いわゆる「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」（以下「両サリン事件」という。）の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を明示的に強調する Alpha 及び山田らの集団並びに観察処分を免れるため、松本の影響力の払拭を装いつつ、松本の意味を実現することを目的として組織されたひかりの輪を中心に構成されており、いずれの団体も、依然として、松本及び松本の説くオウム真理教の教義を共通の基盤としているものと認められる。

2 活動の概況

(一) 松本の影響力

当該団体のうち、Aleph 及び山田らの集団においては、従前と同様、松本の写真を施設内の修行道場等に掲げていること、説法会等において、構成員に対して、松本の「偉大性」を称賛する内容の映像を視聴させたり、松本への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行等に取り組ませたりしていることなどが、また、当該団体のうち、ひかりの輪においては、松本に関係があるとする仏画を施設内の修行道場等に掲げていることなどが確認されている。

こうしたことから、当該団体は、松本の死後も依然として、松本及び松本の説くオウム真理教の教義がその存立及び運営の基盤をなしていると認められ、松本が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有していると認められる。

(二) 閉鎖的・欺まんの体質

当該団体は、従前と同様、出家した構成員を当該団体管理下の拠点施設等に集団居住させて一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築しており、公安調査官による立入検査の際には、検査開始時に施設入口の開扉までに時間を掛けたり、出家した構成員が、公安調査官の質問に対して、「質問には

答えません。」などと発言して回答を拒否したり、物件の検査に対して異議を唱えたりするといった非協力的な姿勢を徹底するなど、その組織体質は依然として閉鎖的であると認められる。

また、当該団体は、公安調査庁長官宛ての報告において、構成員や団体活動に関する意思決定等について実態に即した内容を報告していない。

特に、当該団体のうち、Aleph は、団体の営む収益事業に関する事項等、報告すべき事項の一部について、報告を行っていない。さらに、Aleph においては、対外的には両サリン事件に対する反省・謝罪を強調しているものの、実際には、構成員が、両サリン事件を始めとする当該団体がじゃっ起した一連の事件について、当該団体の関与を否定する趣旨の発言を行っていることなども確認されている。

こうしたことから、当該団体の組織体質は依然として欺まんのであると認められる。

(三) 資金及び構成員獲得に向けた諸活動

当該団体は、幹部構成員による説法会を実施しているほか、当該団体のうち、Aleph は、セミナーを実施するなどして参加費や布施を徴収し、資金を獲得していたが、令和五年三月以降、四度にわた

り、再発防止処分を受け、資金の獲得が停滞している。また、当該団体のうち、ひかりの輪は、年末年始、五月連休及び夏季にセミナーを実施して参加費等を徴収するなどして、資金を獲得している。

また、当該団体のうち、Alpha は、インターネット上で提供されるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用などによる非対面型の勧誘手法等を用いて、青年層を中心に接触を図り、その名称を秘匿して運営するヨガ教室や勉強会への参加を働き掛けるなどして、新規構成員の獲得に向けた活動を行っていたが、令和五年三月以降、四度にわたり、再発防止処分を受け、組織としての活動が停滞し、新規構成員の獲得に向けた活動が低調となっている。

別表

一 立入検査の状況

回数	令和六年 月・日	立入検査の場所	立入り人数
一	一・十	北越谷施設（埼玉県越谷市北越谷）	公安調査官 十二人
二	一・十八	保木間施設（東京都足立区保木間）	公安調査官 十三人
三	二・二十	南烏山施設（東京都世田谷区南烏山）	公安調査官 十人
四	三・二十一 二十二	生野施設（大阪府大阪市生野区新今里）	公安調査官 十四人
五	三・二十七	福岡施設（福岡県福岡市博多区住吉）	公安調査官 十人
六	四・十一	北越谷施設（埼玉県越谷市北越谷）	公安調査官 十一人
七	四・十八	甲賀信楽施設（滋賀県甲賀市信楽町）	公安調査官 七人
		水口施設（滋賀県甲賀市水口町）	公安調査官 七人
八	四・二十三	足立入谷施設（東京都足立区入谷）	公安調査官 十八人

回数	令和六年 月・日	立入検査の場所				立入り人数	
九	四・三十	八潮大瀬施設（埼玉県八潮市大字大瀬）				公安調査官	二十三人
十	五・十	横浜施設（神奈川県横浜市神奈川区新町）				公安調査官	九人
十一	五・十五	札幌施設（北海道札幌市豊平区美園）				公安調査官	十三人
		札幌白石施設（北海道札幌市白石区本通）				公安調査官	二十一人
十二	五・二十一	京都施設（京都府京都市南区上鳥羽鍋ヶ淵町）				公安調査官	十三人
十三	五・二十四	八潮伊勢野施設（埼玉県八潮市大瀬）				公安調査官	六人
		野田施設（千葉県野田市下三ヶ尾）				公安調査官	六人
		新保木間施設（東京都足立区保木間）				公安調査官	十三人
十四	五・三十一	名古屋施設（愛知県名古屋市中区千代田）				公安調査官	十二人
十五	六・十一	保木間施設（東京都足立区保木間）				公安調査官	十三人

回数	令和六年 月・日		立入検査の場所	立入り人数
十六	六・十三 十四	六・十三	西荻施設（東京都杉並区西荻北） 水戸施設（茨城県水戸市水府町）	公安調査官 十四人 九人
十七	六・二十一		徳島施設（徳島県徳島市中島田町）	公安調査官 七人
十八	六・二十五		北越谷施設（埼玉県越谷市北越谷）	公安調査官 十二人
十九	七・二十三		東大阪施設（大阪府東大阪市箱殿町）	公安調査官 七人
二十	八・二		岩倉施設（愛知県岩倉市本町）	公安調査官 七人
二十一	八・九		仙台施設（宮城県仙台市宮城野区東仙台）	公安調査官 七人
二十二	八・二十一		小諸施設（長野県小諸市大字加増）	公安調査官 八人
二十三	九・八		武蔵野施設（東京都武蔵野市吉祥寺南町）	公安調査官 八人
二十四	九・十九		南烏山施設（東京都世田谷区南烏山）	公安調査官 十二人

回数	令和六年 月・日	立入検査の場所	立入り人数
二十五	九・二十六	北越谷施設（埼玉県越谷市北越谷）	公安調査官 十一人
二十六	十・二	甲賀信楽施設（滋賀県甲賀市信楽町）	公安調査官 七人
二十七	十・九	大宮施設（埼玉県さいたま市大宮区桜木町）	公安調査官 十二人
二十八	十・二十二	足立入谷施設（東京都足立区入谷）	公安調査官 二十三人
二十九	十・三十一	八潮大瀬施設（埼玉県八潮市大字大瀬）	公安調査官 十三人
三十	十一・七	生野施設（大阪府大阪市生野区新今里）	公安調査官 十三人
三十一	十一・十四	福岡施設（福岡県福岡市博多区住吉）	公安調査官 八人
		札幌施設（北海道札幌市豊平区美園）	公安調査官 十三人
		札幌白石施設（北海道札幌市白石区本通）	公安調査官 十九人

回数	令和六年 月・日	立入検査の場所	立入り人数
三十二	十一・十九	西荻施設（東京都杉並区西荻北）	公安調査官 十四人
三十三	十二・三	横浜施設（神奈川県横浜市神奈川区新町）	公安調査官 八人
三十四	十二・六	野田施設（千葉県野田市下三ヶ尾）	公安調査官 六人
三十五	十二・九	金沢施設（石川県金沢市昌永町）	公安調査官 七人
三十六	十二・十二	京都施設（京都府京都市南区上鳥羽鍋ヶ淵町）	公安調査官 十一人
三十七	十二・十六	北越谷施設（埼玉県越谷市北越谷）	公安調査官 十一人

二 調査結果の提供状況

回数	令和六年 月・日	提供先	提供内容の概要
一	一・二十二	埼玉県知事	北越谷施設及び当該団体提出の第九十六回報告書に関する調査結果
二	一・二十三	石川県知事	金沢施設、当該団体提出の第九十六回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三	一・二十四	愛知県岩倉市長	当該団体提出の第九十六回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
四	一・三十一	北海道知事	札幌施設及び札幌白石施設、当該団体提出の第九十六回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
		長野県小諸市長	小諸施設、当該団体提出の第九十六回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
五	二・一	京都府京都市長	京都施設、当該団体提出の第九十六回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
六	二・五	滋賀県甲賀市長	当該団体提出の第九十六回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
七	二・六	大阪府大阪市長	生野施設、当該団体提出の第九十四回、第九十五回及び第九十六回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
八	二・九	滋賀県知事	当該団体提出の第九十六回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
九	二・十四	東京都世田谷区長	南鳥山施設、当該団体提出の第九十四回、第九十五回及び第九十六回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果

回数	令和六年 月・日	提 供 先	提 供 内 容 の 概 要
十	二・二十	東京都足立区長 滋賀県湖南市長	足立入谷施設、保木間施設、新保木間施設、八潮大瀬施設及び八潮伊勢野施設、当該団体提出の第九十三回、第九十四回、第九十五回及び第九十六回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
十一	二・二十九	愛知県名古屋市長	当該団体提出の第九十六回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十二	三・一	東京都台東区長	当該団体提出の第九十六回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十三	三・十二	北海道札幌市長	札幌施設及び札幌白石施設、当該団体提出の第九十六回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
十四	四・十五	千葉県野田市長	野田施設、当該団体提出の第九十七回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十五	四・十六	埼玉県知事	八潮伊勢野施設、八潮大瀬施設及び北越谷施設並びに当該団体提出の第九十七回報告書に関する調査結果
		愛知県岩倉市長	当該団体提出の第九十七回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十六	四・十八	北海道知事	当該団体提出の第九十七回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十七	四・二十三	京都府京都市長	当該団体提出の第九十七回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果

回数	令和六年 月・日	提 供 先	提 供 内 容 の 概 要
十八	四・二十四	滋賀県甲賀市長	当該団体提出の第九十七回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十九	五・九	東京都知事	南鳥山施設、足立入谷施設、保木間施設、新保木間施設、西荻施設及び武蔵野施設、当該団体提出の第九十七回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
二十	五・十	愛知県名古屋市長	名古屋施設、当該団体提出の第九十七回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十一	七・四	埼玉県知事	北越谷施設及び八潮大瀬施設並びに当該団体提出の第九十八回報告書に関する調査結果
二十二	七・十七	京都府京都市長	京都施設、当該団体提出の第九十八回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十三	七・二十二	千葉県野田市長	野田施設、当該団体提出の第九十八回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十四	七・二十三	愛知県名古屋市長	当該団体提出の第九十八回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十五	七・二十五	北海道知事	札幌施設及び札幌白石施設、当該団体提出の第九十八回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
二十六	七・二十九	愛知県岩倉市長	当該団体提出の第九十八回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十七	七・三十	北海道札幌市長	札幌施設及び札幌白石施設、当該団体提出の第九十七回及び第九十八回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果

回数	令和六年 月・日	提 供 先	提 供 内 容 の 概 要
二十八	八・二十七	埼玉県八潮市長	八潮大瀬施設及び八潮伊勢野施設、当該団体提出の第九十五回、第九十六回、第九十七回及び第九十八回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
二十九	八・三十	滋賀県甲賀市長	水口施設及び甲賀信楽施設、当該団体提出の第九十八回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
三十	十・十七	北海道知事	当該団体提出の第九十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十一	十・二十二	北海道札幌市長	当該団体提出の第九十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
		京都府京都市長	当該団体提出の第九十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十二	十・二十九	埼玉県知事	八潮伊勢野施設及び北越谷施設並びに当該団体提出の第九十九回報告書に関する調査結果
三十三	十・三十一	愛知県岩倉市長	岩倉施設、当該団体提出の第九十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十四	十一・五	宮城県仙台市長	仙台施設、当該団体提出の第九十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十五	十一・六	宮城県知事	仙台施設、当該団体提出の第九十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
三十六	十一・十八	愛知県名古屋市長職務 代理者愛知県名古屋市長 副市長	名古屋施設、当該団体提出の第九十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果

参照

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）（抄）

（国会への報告）

第三十一条 政府は、毎年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告しなければならない。

（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
 - 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
 - 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
 - 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。
- 2 前項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。
- 一 当該処分が効力を生じた日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所

- 二 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
- 三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
- 四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
- 五 その他前項の処分の際し公安審査委員会が特に必要と認める事項

3 第一項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の前日までの期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に、次に掲げる事項を、公安調査庁長官に報告しなければならない。

- 一 当該各期間の末日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所
 - 二 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
 - 三 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
 - 四 当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
 - 五 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの
 - 六 その他第一項の処分の際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
- 4 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であつて、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替えるものとする。

6 公安調査庁長官は、第二項の規定又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

（観察処分取消し）

第六条 公安審査委員会は、前条第一項又は第四項の処分について、当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要がなくなつたと認められるときは、これを取り消さなければならない。

2 前条第一項又は第四項の処分を受けた団体は、公安審査委員会に対し、前項の規定による当該処分の取消しを促すことができる。

（観察処分の実施）

第七条 公安調査庁長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするため、公安調査官に必要な調査をさせることができる。

2 公安調査庁長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときは、公安調査官に、同条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3・4 （略）

（再発防止処分）

第八条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行つた団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、

同様とする。

一 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、人の身体を傷害し若しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。

二 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を略取し若しくは略取しようとしているとき又は人を誘拐し若しくは誘拐しようとしているとき。

三 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を監禁し又は監禁しようとしているとき。

四 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、爆発物、毒性物質若しくはこれらの原材料若しくは銃砲若しくはその部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いられる設備を保有し若しくは保有しようとしているとき。

五 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、当該団体に加入することを強要し若しくは強要しようとしているとき又は当該団体からの脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。

六 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領に従って役職員又は構成員に対する指導を行い又は行おうとしているとき。

七 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、構成員の総数又は土地、建物、設備その他資産を急激に増加させ又は増加させようとしているとき。

八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

一 いかなる名義をもつてするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

二 当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止すること。

三 当該無差別大量殺人行為に關与した者又は当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員であつた者（以下「当該無差別大量殺人行為の關与者等」という。）に、当該団体の活動の用に供されている土地又は建物において、当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。

四 当該団体に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止すること。

五 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止し、又は制限すること。

（役員又は構成員等の禁止行為）

第九条 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、団体の活動として、当該処分に違反する行為をしてはならない。

2 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該団体が前条第二項第一号に掲げる処分を受けた場合にあつては、いかなる名義をもつてするかを問わず、当該処分により取得し又は借り受けることが禁止された土地又は建物を当該団体の用に供する目的で取得し又は借り受けること。

二 当該団体が前条第二項第二号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該団体の用に供する目的で当該処分により使用を禁止された土地又は建物を使用すること。

三 当該団体が前条第二項第三号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該無差別大量殺人行為の關与者等に、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加させ又は従事させること。

四 当該団体が前条第二項第四号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該処分により禁止された団体への加入を強要すること若しくは勧誘すること又は当該団体から脱退する行為を妨害すること。

五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。

3 当該団体が前条第二項第三号に掲げる処分を受けている場合にあつては、当該無差別大量殺人行為の関与者等は、当該処分が効力を生じた後は、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加し又は従事してはならない。

（処分の請求）

第十二条 第五条第一項及び第八条の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。第五条第四項の処分についても、同様とする。

2 公安調査庁長官は、前項の処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする。

3 警察庁長官は、必要があると認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五条第一項若しくは第四項又は第八条の処分を請求することが必要である旨の意見を述べることができる。

（観察処分に係る団体の所有又は管理する土地・建物に関する書面の提出）

第十三条 公安調査庁長官は、公安審査委員会規則で定めるところにより、第五条第一項又は第四項の処分を請求するとき又はその後において、当該処分に係る団体が所有し又は管理すると認める土地又は建物について、これを特定するに足りる事項を記載した書面を公安審査委員会に提出しなければならない。

（立入検査等）

第十四条 警察庁長官は、第十二条第二項又は第三項の規定に基づき第八条の処分の請求に関して意見を述べるために必要があると認められるときは、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、相当と認める

都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

2 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、同項の調査を行うために特に必要があると認められるときは、あらかじめ警察庁長官の承認を得て、当該都道府県警察の職員に、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 警察庁長官は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、公安調査庁長官に協議しなければならない。

4 （略）

5 警察本部長は、第二項の規定による立入検査をさせたときは、その結果を速やかに文書で警察庁長官に報告しなければならない。

6 警察庁長官は、前項の報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。

7 （略）

（処分の請求の方式）

第十五条 第十二条第一項前段の処分の請求は、次に掲げる事項その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書（以下「処分請求書」という。）を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

一 請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 請求の原因となる事実

2 処分請求書には、請求の原因となる事実を証すべき証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を添付しなければならない。

（意見聴取）

第十六条 公安審査委員会は、第十二条第一項前段の処分の請求があつたときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

（意見聴取の通知の方式）

第十七条 公安審査委員会は、前条の意見聴取を行うに当たっては、あらかじめ、意見聴取を行う期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 公安調査庁長官の請求に係る処分内容及び根拠となる法令の条項
- 二 請求の原因となる事実

三 意見聴取の期日及び場所

2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとみなす。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。

（代理人）

第十八条 前条第一項の通知を受けた団体（同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる団体を含む。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当該団体のために、意見聴取に関する一切の行為をすることができる。

（意見聴取の指揮）

第十九条 意見聴取は、公安審査委員会が指名する公安審査委員会の委員長又は委員（以下「指名委員等」とい

う。)が指揮する。

2 指名委員等は、意見聴取の期日の冒頭において、公安調査庁の職員に、請求に係る処分内容及び根拠となる法令の条項並びに請求の原因となる事実を意見聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

3 指名委員等は、意見聴取の手続を妨げる行為をした者に退去を命ずることができる。

(意見の陳述及び証拠書類等の提出等)

第二十条 当該団体の役職員、構成員及び代理人は、五人以内に限り意見聴取の期日に出頭して、当該処分を行うことについて意見を述べ、証拠書類等を提出することができる。

2 当該団体の役職員、構成員及び代理人は、指名委員等の許可を得て公安調査庁の職員に対し質問を発することができる。

3 当該団体の役職員、構成員及び代理人は、意見聴取の期日への出頭に代えて、公安審査委員会に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

(意見聴取の終結)

第二十一条 指名委員等は、当該団体の役職員、構成員及び代理人の全部又は一部が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

2 指名委員等は、前項に規定する場合のほか、当該団体の役職員、構成員及び代理人の全部又は一部が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

(公安審査委員会の決定)

第二十二条 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、次の区分に従い決定をしなければならない。

- 一 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定
 - 二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定
 - 三 処分の請求が理由があるときは、その処分を行う決定
- 2 公安審査委員会は、第十七条第二項の規定による公示があつた日から三十日以内に、処分の請求に係る事件につき決定をするように努めなければならない。

(決定の方式)

第二十三条 前条第一項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付して、委員長及び決定に関与した委員がこれに署名押印をしなければならない。

(決定の通知及び公示)

第二十四条 第二十二条第一項の決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。

2 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。ただし、当該団体に代理人がある場合には、当該団体に代えて代理人に決定書の謄本を送付することができる。

3 第二十二条第一項の決定は、官報で公示しなければならない。

4 公安調査庁長官は、第一項の通知を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(決定の効力発生時期)

第二十五条 第二十二條第一項の決定は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める時に、それぞれその効力を生ずる。

- 一 処分の請求を却下し、又は棄却する決定 決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された時
- 二 処分を行う決定 前条第三項の規定により官報で公示した時

(観察処分の期間の更新の手続)

第二十六条 公安調査庁長官は、第十二條第一項後段の処分の請求をするときは、更新の理由となる事実その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書（以下この条において「更新請求書」という。）を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

2 (略)

3 公安審査委員会は、第一項の請求があつたときは、当該団体に対し、意見陳述の機会を付与しなければならない。この場合において、意見陳述は、陳述書及び証拠書類等を提出して行うものとする。

4 公安審査委員会は、前項の陳述書の提出期限の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項
- 二 更新の理由となる事実
- 三 陳述書の提出先及び提出期限

（公安調査官の調査権）

第二十九条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第三条に規定する基準の範囲内において、必要な調査（第七条第一項の規定による調査を含む。次条において同じ。）をすることができる。

（調査結果の提供）

第三十二条 公安調査庁長官は、関係都道府県又は関係市町村（特別区を含む。）の長から請求があつたときは、当該請求を行った者に対して、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、第五条の処分に基づく調査の結果を提供することができる。

（処分取消しの訴え）

第三十五条 法人でない社団又は財団で第二十一条第一項第三号（第二十六条第六項において準用する場合を含む。）の決定を受けたものは、その名において処分の取消しを求める訴訟を提起することができる。

附 則

1 （略）

（見直し）

2 この法律の施行の日から起算して五年ごとに、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

3 9 （略）